

# 土木学会東北支部秋田ブランチ規程

〔平成21年12月15日制定〕

(名称及び所在地)

第1条 定款第3条により、名称を東北支部秋田ブランチ(以下ブランチと省す)とし、秋田市に置く。

(目的)

第2条 支部行事部会の内部組織である県地域単位の組織として、仙台と格差のない活動を行い、東北支部の活性化に寄与する。そのため、支部と連携して地域における情報宣伝活動の実施、会員増、各種イベント行事を開催する。事業に当たっては、土木工学・土木技術者が寄与している業績を広く世間に知らせ、一般の方に正しい理解と興味を喚起することを配慮する。

(事業)

第3条 ブランチは、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 土木工学に関する講演会、講習会の開催及び見学会等の実施。
- (2) 土木工学に関する図書、印刷物の紹介。
- (3) 土木工学教育及び土木技術者教育への支援。
- (4) 土木工学に関する調査、研究ならびに奨励、援助。
- (5) 土木工学に関する学術、技術の評価。
- (6) 土木工学に関する啓発及び広報活動。
- (7) 土木工学の発展に資する国際活動。
- (8) 土木関係情報、資料等の保管及び社会への情報提供。
- (9) その他目的を達成するために必要なこと。

(ブランチ会員)

第4条 定款第6条による正会員、学生会員、特別会員で細則第11条による秋田県在住の会員をもって構成する。

(役員)

第5条 ブランチにつぎの役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 幹事 20名以内

(役員を選任と委嘱)

第6条 委員長及び副委員長は、会員の中から選出するものとする。

委員長は会員から幹事を任命する。

(役員任期)

第7条 役員任期はつぎのとおりとする。ただし、再任することを妨げない。

(1) 委員長 2年

(2) 副委員長 2年

(3) 幹事 2年

2. 幹事に異動又は欠員を生じた場合は、原則として前任者の所属する機関から推薦するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

3. 任期の始期は、ブランチ総会の翌日とする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまではその残務を行うものとする。なお、幹事会をブランチ総会に替えることができるものとする。

(役員報酬)

第8条 役員は無給とする。

(役員職務)

第9条 役員はつぎの職務を行う。

(1) 委員長 ブランチを代表し、会務を総括する。

(2) 副委員長 委員長を補佐する。

(3) 幹事 幹事会に出席して、事業計画及び報告、規程の制定及び改訂、役員人事及びその他会務を討議、執行する。

(幹事会)

第10条 委員長は、毎年、幹事会を招集し年1回以上開催するものとする。

2. 幹事会は、委員長、副委員長、幹事をもって構成する。

3. 幹事会では、事業計画、運営事項等を審議する。

委員長は、会務を討議、執行(会計等必要に応じ)するための担当幹事をおくことが出来る。

付 則

この規程は、平成21年12月15日ブランチ総会の日より発効する。